

2026 DISCLOSURE

第一アイペットの現状(資料編)

CONTENTS

01 資料編

(1)会社データ

沿革	1
組織	2
株式・株主の状況等	3
役員等の状況	4
会計監査人の状況	4
従業員の状況	5

(2)業績データ

保険会社の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業概況	7
主要な経営指標等の推移	7
主要な業務の状況を示す指標等	7
責任準備金の残高内訳	17
期首時点支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	17
事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	17

直近の2事業年度における財産の状況

計算書類	18
保険業法に基づく債権	27
保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ベースのソルベンシー・マージン比率)	28
時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)	29
その他	30

02 経営管理体制

コーポレートガバナンス体制	31
内部統制システムに関する基本方針	32
社内・社外の監査態勢	33
リスク管理体制	33
リスク管理体制図	34
反社会的勢力等への対応に関する基本方針	34
コンプライアンスの推進	35
個人情報の保護	36
健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての 合理性および妥当性	36
利益相反管理基本方針	37
カスタマーハラスメントへの対応方針	37
損害保険をより深く理解していただくために	38
損害保険用語の解説	39
事業所一覧	40

編集方針

第一アイペットでは、保険業法第111条に基づきディスクロージャー誌として当社の取組みを一冊にまとめ発行しています。
ディスクロージャー誌は「本編」「資料編(本冊子)」で構成されています。
うち、「本編」は当社ホームページにて公開しています。

報告対象範囲

- 対象期間 2025年4月1日～2026年3月31日(一部2026年4月1日以降の内容を含む)
- 対象組織 第一アイペット損害保険株式会社
- 発行時期 毎年7月に発行

ディスクロージャー誌「本編」

<https://www.ipet-ins.com/company/ipet/disclosure.html>



(1) 会社データ

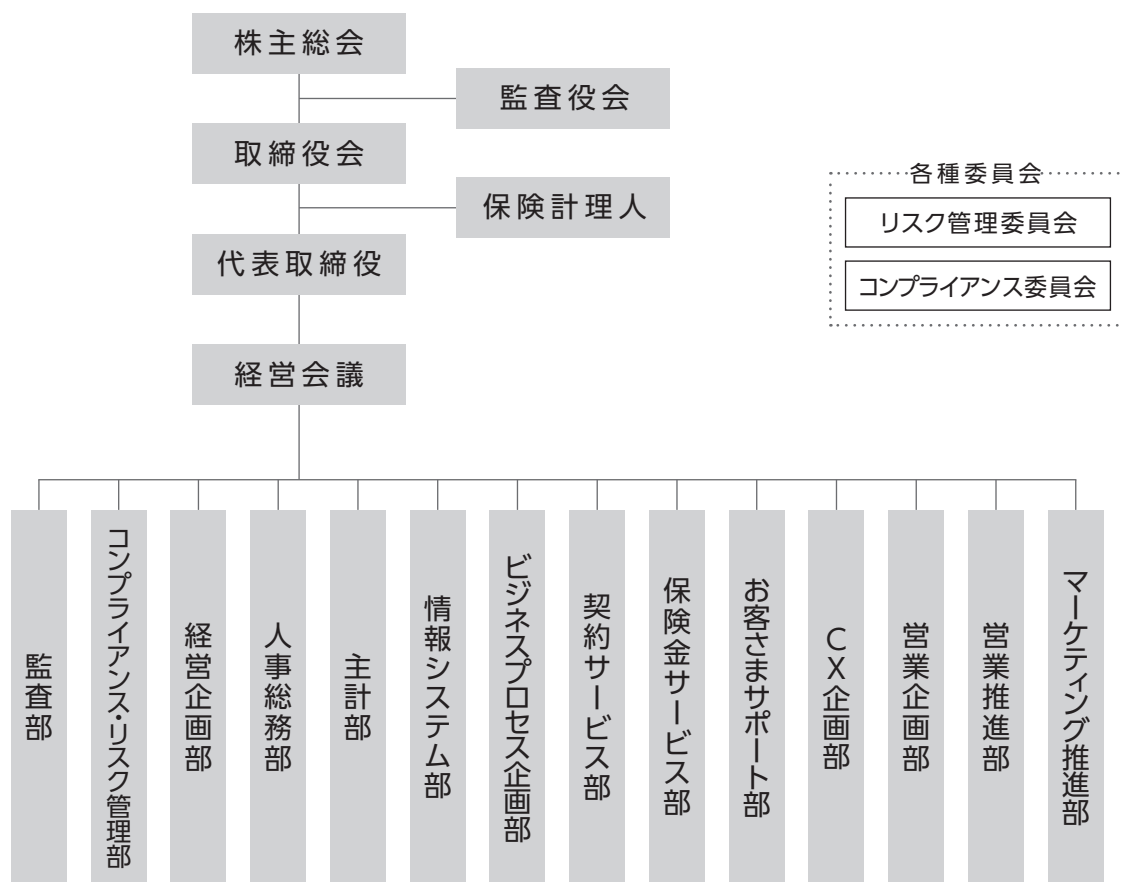
沿革

当社は、2004年に設立され、2024年5月に設立20周年を迎えました。当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として暮らしているお客さまが、もしもの時でも安心して「うちの子」に治療を受けていただくことができるように、との想いが込められています。ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会を目指し、更なる歩みを進めてまいります。

2004年	5月	当社の母体となる会社を設立
2006年	11月	青森オフィス稼働開始
2008年	2月	株式会社アイペットへ社名変更
	3月	少額短期保険業者として登録
	4月	ペット医療費用保険「うちの子」「うちの子プラス」販売開始
2010年	2月	ペット手術費用保険「うちの子ライト」販売開始
2012年	3月	損害保険業免許取得、アイペット損害保険株式会社へ社名変更
2014年	5月	設立10周年
2017年	4月	ペット医療費用保険「うちの子キュート」販売開始
2019年	10月	青森県と動物愛護に関する連携協定締結
2020年	2月	アイペット対応動物病院5,000施設突破
	3月	保有契約件数50万件突破
	10月	アイペットホールディングス株式会社を設立 ペッツファースト少額短期保険株式会社を子会社化
2022年	6月	本社を江東区豊洲に移転
	10月	ペッツファースト少額短期保険株式会社を吸収合併
2023年	3月	親会社であるアイペットホールディングス株式会社が第一生命ホールディングス株式会社（現株式会社第一ライフグループ）の100%子会社となったことにより、当社は第一生命ホールディングス株式会社と100%の資本関係を持つ連結対象グループとなる
2024年	5月	設立20周年
	6月	アイペットホールディングス株式会社を吸収合併
	10月	ブランドメッセージ制定 「わたしたちの行動規範」制定
2025年	9月	保有契約件数100万件突破
2026年	4月	第一アイペット損害保険株式会社へ社名変更

組織

(2026年7月1日現在)



株式・株主の状況等

株式の状況（2026年7月1日現在）

当社は、株式会社第一ライフグループの完全子会社です。	
発行する株式の種類	普通株式
発行可能株式総数	36,000千株
発行済株式総数	12,048千株

基本の事項

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に開催いたします。
公告方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.ipet-ins.com/company/ir/public_notice.html

資本金の推移及び新株発行の状況

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式 総数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額（百万円）	資本準備金 残高（百万円）	摘要
2016年3月31日	普通株式 782,000	普通株式 1,958,044 A種株式 900,000 B種株式 350,000	250	3,314	250	3,028	有償第三者割当
2016年3月31日	普通株式 1,971,520 A種株式 △900,000	普通株式 3,929,564 B種株式 350,000	—	3,314	—	3,028	取得条項付株式の転換によるA種株式 900,000株の減少及び普通株式 1,971,520株の増加
2016年3月31日	普通株式 766,703 B種株式 △350,000	普通株式 4,696,267	—	3,314	—	3,028	取得請求権付株式の転換によるB種株式 350,000株の減少及び普通株式766,703 株の増加
2017年12月31日	普通株式 1,200	普通株式 4,697,467	0	3,315	0	3,028	新株予約権の行使による増加
2018年4月24日	普通株式 450,000	普通株式 5,147,467	589	3,905	589	3,618	有償一般募集（ブックビルディング方式に よる募集）
2018年5月28日	普通株式 102,700	普通株式 5,250,167	134	4,039	134	3,753	有償第三者割当（オーバーアロットメント による売出しに関連した第三者割当増資）
2018年8月20日	普通株式 10,000	普通株式 5,260,167	19	4,059	19	3,773	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に よる増加
2018年10月19日	普通株式 7,200	普通株式 5,267,367	15	4,075	15	3,789	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に よる増加
2018年4月1日～ 2019年3月31日	普通株式 68,290	普通株式 5,335,657	22	4,097	22	3,811	新株予約権の行使による増加
2019年4月1日～ 2020年9月30日	普通株式 37,840	普通株式 5,373,497	12	4,110	12	3,823	新株予約権の行使による増加
2019年10月1日	普通株式 5,373,497	普通株式 10,746,994	—	4,110	—	3,823	普通株式1株につき2株の割合で株式分割 を実施
2019年10月1日～ 2020年3月31日	普通株式 50,000	普通株式 10,796,994	8	4,118	8	3,831	新株予約権の行使による増加
2020年4月1日～ 2020年8月31日	普通株式 8,660	普通株式 10,805,654	1	4,119	1	3,832	新株予約権の行使による増加
2020年9月30日	普通株式 △7,481	普通株式 10,798,173	—	4,119	—	3,832	自己株式の消却による減少
2020年12月1日	—	普通株式 10,798,173	—	4,119	△3,682	150	剰余金への振替による減少及び剰余金の配 当に伴う準備金の積立てによる増加
2021年10月27日	普通株式 1,250,000	普通株式 12,048,173	500	4,619	500	650	有償第三者割当

役員等の状況

取締役、監査役および執行役員

男性11名、女性5名（取締役、監査役、執行役員のうち女性の比率31.25％）

(2026年7月1日現在)

役名	氏名	管掌
取締役会長	徳岡 裕士	
代表取締役 執行役員社長	安田 敦子	総括、監査部
取締役 執行役員常務	石井 弓子	人事総務部
取締役 執行役員常務	河村 陽介	ビジネスプロセス企画部、CX企画部
取締役 執行役員	石橋 大介	主計部、コンプライアンス・リスク管理部
取締役（非常勤）	高橋 宏典	
取締役（非常勤）	石井 三映子	
取締役（非常勤）	野田 剛	
監査役	今井 清一郎	
社外監査役	小島 千里	
社外監査役	関根 久美子	
執行役員	児玉 貴紀	経営企画部、営業企画部
執行役員	石若 仁	情報システム部
執行役員	雨宮 士朗	特命担当
執行役員	黒田 亜紀	契約サービス部、保険金サービス部、お客さまサポート部
執行役員	國方 祐樹	営業推進部、マーケティング推進部

会計監査人の状況

(2026年7月1日現在)

氏名または名称
有限責任あずさ監査法人

従業員の状況

採用・育成の方針

「意志」ある人財を採用し、成長を強力に後押し

当社は、経営理念「ペットと人と共に健やかに暮らせる社会をつくる」の実現に向け、共に歩む「意志」ある人財を求めています。また、成長への投資として、職能等級に応じた学びを提供する「育成体系」や「国内MBA派遣」等、多角的な学習機会を提供しています。マネジメント層の育成のみならず、個々の従業員が描く多様なキャリア形成と自律的な成長を強力に後押しします。

キャリア形成支援と活躍のための環境整備

能力を最大限に発揮できる、公平で柔軟な基盤の構築

柔軟なワークスタイルの確立：2025年4月より所定労働時間を7時間に短縮しました。在宅勤務や時差勤務制度の活用により、高いパフォーマンスと生活の充実の両立を促進します。

自律的な挑戦を促す制度：自身の意志で希望部署へ応募できる「マイキャリア制度」や、資格取得費用を補助する「わんアクション応援制度」を通じて、望むキャリアを実現できる機会を提供しています。

なお、従業員が希望や適性に応じて業務ができるような環境整備と公平な評価制度の運用により、2021年11月には「えるぼし」認定（※）の3つ星を獲得しました。

2025年度に開催された研修の数

55研修

2025年度の研修参加者数

延べ1,321人

2025年度の研修総時間

約553時間

【従業員が取得した資格の例】

- ・個人情報保護実務検定
- ・Microsoft Office Specialist
- ・ファイナンシャル・プランニング技能検定
- ・ペットフード/ペットマナー検定
- ・メンタルヘルス・マネジメント検定
- ・日商簿記検定
- ・秘書技能検定
- ・愛玩動物看護師
- ・ビジネス会計検定
- ・キャリアコンサルタント

これまでに取得された資格の数

277



（※）「えるぼし（エルボシ）」とは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取り組みや状況が優良な企業に対し、厚生労働大臣が与える認定制度およびその認定マークの愛称です。

福利厚生

従業員や従業員と暮らすペットにも向き合い、「共に生きる」を支援

ブランドメッセージとして「うちの子に一生の愛を」を掲げる保険会社であることから、ペットを飼育している従業員がペットとの時間を大切にできるように「ペット休暇」「ペット忌引き」制度を導入しています。

※ペット休暇

ペットと同居している従業員は、1年につき最大2日間、ペットのために休暇を取得できる制度

※ペット忌引き

同居しているペットが亡くなった際、最大3日間の休暇を取得できる制度（年間1頭まで）

さらに、従業員の健康にも配慮した昼食補助制度として、自己負担200円で昼食が食べられる「にゃんコインランチ」を導入しています。

また、従業員の資産形成の支援等のため、「選択制確定拠出年金（選択制DC）制度」や「第一ライフグループ従業員持株会を用いた株式報酬制度」を導入しています。

	2025年度
ペット休暇取得日数	450日
ペット休暇取得人数	234人
ペット忌引き取得日数	33日
ペット忌引き取得人数	17人

理念の浸透とエンゲージメント向上施策

対話と称賛を通じた強固な組織文化を醸成

当社の事業特性や、ペットを愛する我々の思い（Values）を踏まえて具現化した「iPetWays」に沿った取組みを称え合う「iPetWays AWARD」の運営を通じ、「iPetWays」を実践している日々の行動への称賛や感謝を可視化して、理念の浸透を図っています。

（2025年度までの推薦総数：延べ3,558件）

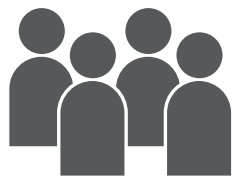
また、経営層と従業員が理念や事業展望について直接語り合うタウンホールミーティングを実施。相互理解を深める場として継続的に開催しています（2025年度実績：延べ44回）。

さらに、定期的なエンゲージメントサーベイに基づき経営陣で改善に向けた議論を重ね、「従業員と組織が共に成長できる関係性」の強化と組織の活性化を推進しています。

なお、定期的な1on1の機会や部署の垣根を超えたランチ会「iPet MIX LUNCH」の開催、合計17もの活発な部活動などを通じ、豊かな人間関係を育む土壌づくりにも注力しています。

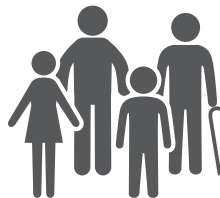
数字で見る人的資本の状況

従業員数



640名

平均年齢



36.1歳

平均給与



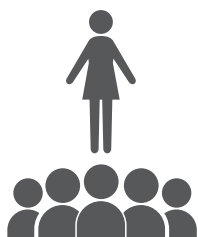
568万円

平均勤続年数



6.3年

女性比率



取締役、監査役、執行役員における女性比率

31.2%

管理職における女性比率

26.1%

男性育児休業取得率



50.0%

男女間賃金格差^(※1)



60.8%

離職率^(※2)



6.9%

エンゲージメントスコア^(※3)



71.4P

クラブ活動数



17部活

(※1)

・賃金制度・体系において性別による処遇差はありません。
・男女の賃金の差異は、主に職種(内勤職・営業職)並びに役職(管理職など)の構成の差によるものです。
・対象期間は各事業年度(4月1日から翌年3月31日)。賃金とは、基本給、賞与、基準外手当(残業手当、通勤手当等)を含み、対象期間中に支払われた総賃金を指します(非課税の経費精算等は除外)。対象者は、当社と直接雇用関係にあるすべての従業員(正社員、契約社員、パート・アルバイト等を含む全労働者)となります。※派遣社員は除外
・算出方法は「女性の平均年間賃金/男性の平均年間賃金×100(%)」となっております。

(※2)

・当該年度の「期間退職者数(定年退職者除く)÷期始4/1時点の正社員従業員数」にて算出しています。
・直接雇用のうち、雇用期間の定めのない者(正社員)を対象とし、期間中の定年退職者、および出向者は除外しています。

(※3)

・毎月実施している組織サーベイにおける、2月度調査時点に記載しています。
・ベンチマークとして、同等規模(従業員数501~1,000名)かつ同業界(金融業)の登録企業平均値スコア68を比較指標として採用しています。

(2) 業績データ

保険会社の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業概況

本編のP.5をご参照ください。

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	27,667 (+23.5%)	31,963 (+15.5%)	35,447 (+10.9%)	39,539 (+11.5%)	43,643 (+10.4%)
経常収益	28,063	32,232	35,551	39,613	43,764
保険引受利益 又は保険引受損失(△)	△47	1,070	1,702	1,554	2,220
経常利益	228	1,292	1,794	1,616	2,308
当期純利益	89	1,134	1,057	1,360	1,751
資本金の額 (発行済株式総数)	4,619 (12,048,173株)	4,619 (12,048,173株)	4,619 (12,048,173株)	4,619 (12,048,173株)	4,619 (12,048,173株)
純資産額	5,313	6,359	7,394	8,356	10,017
総資産額	21,213	26,353	29,272	32,051	35,077
特別勘定又は積立勘定として 経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	12,519	15,052	16,965	18,609	18,679
貸付金残高	13	6	2	2	1
有価証券残高	3,024	2,488	3,739	3,631	10,416
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	—
連結ベースのソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	—
配当性向	—	—	—	—	20.6
従業員数	533人	551人	566人	641人	640人

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 単体ベースのソルベンシー・マージン比率および連結ベースのソルベンシー・マージン比率は、経済価値ベースのソルベンシー規制導入に伴う経過措置の適用により記載していません。

なお、2026年10月公表予定の追補版において開示する予定です。

主要な業務の状況を示す指標等

元受正味保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2024年度			2025年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他の (ペット保険)	39,539 (39,539)	100.0% (100.0%)	11.5% (11.5%)	43,643 (43,643)	100.0% (100.0%)	10.4% (10.4%)
合計	39,539	100.0%	11.5%	43,643	100.0%	10.4%

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度			2025年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車	車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他の	他	39,539	100.0%	11.5%	43,643	100.0%	10.4%
(ペット保険)		(39,539)	(100.0%)	(11.5%)	(43,643)	(100.0%)	(10.4%)
合計	計	39,539	100.0%	11.5%	43,643	100.0%	10.4%

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

受再正味保険料の額及び支払再保険料の額・・・・・・該当事項はありません。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度	2025年度
火災	災	—	—
海上	上	—	—
傷害	害	—	—
自動車	車	—	—
自動車損害賠償責任		—	—
その他の	他	337	397
(ペット保険)		(337)	(397)
合計	計	337	397

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金であります。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度	2025年度
火災	災	—	—
海上	上	—	—
傷害	害	—	—
自動車	車	—	—
自動車損害賠償責任		—	—
その他の	他	1,554	2,220
(ペット保険)		(1,554)	(2,220)
合計	計	1,554	2,220

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度	2025年度
保険引受収益		39,539	43,643
保険引受費用		29,211	31,124
営業費及び一般管理費		8,773	10,298
その他収支		—	—
保険引受利益		1,554	2,220

(注) 1 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額等であります。
3 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度		2025年度	
火災	上	—	—	—	—
海上	害	—	—	—	—
自動車	責任	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	その他	20,293	23,590	20,293	23,590
(ペット保険)		(20,293)	(23,590)	(20,293)	(23,590)
合計		20,293	23,590	20,293	23,590

(注) 元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものであります。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度			2025年度		
			構成比	増減率		構成比	増減率
火災	上	—	—	—	—	—	—
海上	害	—	—	—	—	—	—
自動車	責任	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	その他	20,293	100.0%	18.2%	23,590	100.0%	16.2%
(ペット保険)		(20,293)	(100.0%)	(18.2%)	(23,590)	(100.0%)	(16.2%)
合計		20,293	100.0%	18.2%	23,590	100.0%	16.2%

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

受再正味保険金及び回収再保険金の額・・・・・・該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	年度	2024年度			2025年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	上	—	—	—	—	—	—
海上	害	—	—	—	—	—	—
自動車	責任	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	その他	55.1%	35.8%	91.0%	57.8%	35.8%	93.6%
(ペット保険)		(55.1%)	(35.8%)	(91.0%)	(57.8%)	(35.8%)	(93.6%)
合計		55.1%	35.8%	91.0%	57.8%	35.8%	93.6%

(注) 1 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2 正味事業費率＝(諸手数料＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	年度	2024年度			2025年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他の (ペット保険)		57.5% (57.5%)	36.8% (36.8%)	94.3% (94.3%)	60.3% (60.3%)	36.6% (36.6%)	96.9% (96.9%)
合計		57.5%	36.8%	94.3%	60.3%	36.6%	96.9%

(注) 1 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引込に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4 合算率＝発生損害率＋事業費率
5 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金増額
6 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料増額
7 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しております。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2024年度	2025年度
国内契約	100.0%	100.0%
海外契約	—	—

(注) 収入保険料(元受正味保険料)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

出再を行った再保険者の数・・・・・・該当事項はありません。

出再保険料の上位5社の割合・・・・・・該当事項はありません。

出再保険料の格付ごとの割合・・・・・・該当事項はありません。

未収再保険金の額・・・・・・該当事項はありません。

契約者配当金の額・・・・・・該当事項はありません。

支払備金

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度	2025年度
火災		—	—
海上		—	—
傷害		—	—
自動車		—	—
自動車損害賠償責任		—	—
その他の (ペット保険)		3,026 (3,026)	3,545 (3,545)
合計		3,026	3,545

責任準備金

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度	2025年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他の (ペット保険)	18,609 (18,609)	18,679 (18,679)	18,679 (18,679)
合計		18,609	18,679

責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載はしていません。

引当金明細表

2024年度

(単位：百万円)

区 分		2023年度末	2024年度	2024年度 減少額		2024年度末
		残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	0	0	0
	個別貸倒引当金	—	6	—	—	6
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
	計	0	7	0	0	7
賞与引当金		674	690	651	23	690
価格変動準備金		29	0	—	—	29

2025年度

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度	2025年度 減少額		2025年度末
		残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	0	0	0
	個別貸倒引当金	6	5	6	0	5
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
	計	7	5	6	0	5
賞与引当金		690	813	678	11	813
価格変動準備金		29	2	—	—	31

貸付金償却の額・・・・・・該当事項はありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、後述の「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当事業年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2024年度	6百万円 (注) 増加する異常危険準備金取崩額 378百万円
	2025年度	9百万円 (注) 増加する異常危険準備金取崩額 417百万円

事業費

(単位：百万円)

年度			2024年度	2025年度
区分				
人件費	人	件	4,397	4,926
物件費	物	件	5,581	6,662
税金	税	金	303	328
拠出金	拠	出	—	—
負担金	負	担	3	3
諸手数料及び集金費			5,397	5,322
合計			15,683	17,243

(注) 1 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。
2 拠出金は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金であります。
3 負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

資産運用の概況

(単位：百万円)

年度			2024年度		2025年度	
区分				構成比		構成比
預貯金	預	貯	18,722	58.4%	14,463	41.2%
コールローン	コ	ー	—	—	—	—
買現先勘定	買	現	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	債	券	—	—	—	—
買入金銭債権	買	入	—	—	—	—
商品有価証券	商	品	—	—	—	—
金銭の信託	金	銭	—	—	—	—
有価証券	有	価	3,631	11.3%	10,416	29.7%
貸付金	貸	付	2	0.0%	1	0.0%
土地・建物	土	地	205	0.6%	210	0.6%
運用資産計	運	用	22,561	70.4%	25,091	71.5%
総資産	総	資	32,051	100.0%	35,077	100.0%

利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区分	年度	2024年度		2025年度	
			利回り		利回り
預 貯 金		—	0.0%	17	0.1%
コ ー ル ー ン		—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		30	0.8%	60	0.7%
貸 付 金 物		0	0.9%	0	0.8%
土 地 ・ 建 物		—	0.0%	—	0.0%
小 計		30	0.1%	77	0.3%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		30	—	77	—

- （注） 1 利回りは、収入金額÷平均運用額で算出しております。
2 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。
3 平均運用額は、各月残高の平均に基づいて算出しております。

海外投融資・・・・・・該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高・・・・・・該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

（単位：百万円）

区分	年度	2024年度		2025年度	
			構成比		構成比
国 債		—	—	6,971	66.9%
地 方 債		—	—	—	—
社 債		3,624	99.8%	3,444	33.1%
株 式		7	0.2%	—	—
外 国 証 券		—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—
合 計		3,631	100.0%	10,416	100.0%

保有有価証券利回り（インカム利回り）

区分	年度	2024年度	2025年度
公 社 債		0.8%	0.7%
株 式		0.0%	0.0%
外 国 証 券		—	—
そ の 他 の 証 券		—	—
合 計		0.8%	0.7%

有価証券の種類別の残存期間別残高
2024年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	債	—	—	—	—	—	—	—
社債	債	99	494	770	740	1,325	193	3,624
株式	式	—	—	—	—	—	7	7
外国証券	券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	券	—	—	—	—	—	—	—
合計		99	494	770	740	1,325	200	3,631

2025年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	債	6,971	—	—	—	—	—	6,971
地方債	債	—	—	—	—	—	—	—
社債	債	200	873	370	987	818	193	3,444
株式	式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	券	—	—	—	—	—	—	—
合計		7,171	873	370	987	818	193	10,416

業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2024年度			2025年度		
		株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
建設業	業	—	—	—	—	—	—
食料品	品	—	—	—	—	—	—
化学品	品	—	—	—	—	—	—
医薬品	品	—	—	—	—	—	—
石油・石炭製品	品	—	—	—	—	—	—
ガラス・土石製品	品	—	—	—	—	—	—
非鉄金属	属	—	—	—	—	—	—
機械	械	—	—	—	—	—	—
電気機器	器	—	—	—	—	—	—
輸送用機器	器	—	—	—	—	—	—
精密機器	器	—	—	—	—	—	—
その他の製品	品	—	—	—	—	—	—
電気・ガス業	業	—	—	—	—	—	—
陸運業	業	—	—	—	—	—	—
海運業	業	—	—	—	—	—	—
空運業	業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	業	—	—	—	—	—	—
卸売業	業	—	—	—	—	—	—
小売業	業	—	—	—	—	—	—
銀行業	業	—	—	—	—	—	—
証券、商品先物取引業	業	—	—	—	—	—	—
保険業	業	—	—	—	—	—	—
不動産業	業	—	—	—	—	—	—
サービスの業	業	70	7	100.0%	—	—	—
その他の業	業	—	—	—	—	—	—
合計		70	7	100.0%	—	—	—

(注) 業種区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

貸付金の残存期間別の残高
2024年度

(単位：百万円)

区分 \ 期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	1	1	—	—	—	—	2
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
合計	1	1	—	—	—	—	2

2025年度

(単位：百万円)

区分 \ 期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	0	0	—	—	—	0	1
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	0	—	—	—	0	1

担保別貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2024年度		2025年度	
		構成比		構成比
担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	—	—	—	—
その他	2	100.0%	1	100.0%
一般貸付計	2	100.0%	1	100.0%
約款貸付	—	—	—	—
合計	2	100.0%	1	100.0%

業種別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2024年度		2025年度	
		構成比		構成比
卸売業・小売業	—	—	—	—
その他の (うち個人住宅・消費者ローン)	2 (—)	100.0% (—)	1 (—)	100.0% (—)
一般貸付計	2	100.0%	1	100.0%
約款貸付	—	—	—	—
合計	2	100.0%	1	100.0%

規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2024年度		2025年度	
			構成比		構成比
大企業		—	—	—	—
中堅企業		—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—
その他		2	100.0%	1	100.0%
一般貸付計		2	100.0%	1	100.0%

(注) 1 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
2 中堅企業とは、1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。
3 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます（ただし、卸売業は資本金1億円以下、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます）。
4 その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2024年度	2025年度
土地		—	—
営業用		—	—
賃貸用		—	—
建物		205	210
営業用		205	210
賃貸用		—	—
建設仮勘定		—	145
営業用		—	145
賃貸用		—	—
合計		205	355
営業用		205	355
賃貸用		—	—
その他の有形固定資産		286	333
有形固定資産合計		492	689

特別勘定資産・同残高・同運用収支・・・・・・該当事項はありません。

責任準備金の残高内訳

(単位：百万円)

種目	年度	2024年度						2025年度					
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 (ペット保険)		11,269 (11,269)	7,339 (7,339)	—	—	—	18,609 (18,609)	11,680 (11,680)	6,998 (6,998)	—	—	—	18,679 (18,679)
合計		11,269	7,339	—	—	—	18,609	11,680	6,998	—	—	—	18,679

期首時点支払備金（見積額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	1,801	1,944	40	△184
2022年度	2,075	2,249	55	△230
2023年度	2,351	2,450	46	△145
2024年度	2,661	2,919	43	△301
2025年度	3,026	3,286	32	△293

- (注) 1 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険・・・該当事項はありません。

傷害保険・・・該当事項はありません。

賠償責任保険・・・該当事項はありません。

直近の2事業年度における財産の状況

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度	2025年度
		(2025年3月31日現在)	(2026年3月31日現在)
		金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		18,722	14,463
現金		0	0
預貯金		18,722	14,463
有価証券		3,631	10,416
国債		—	6,971
社債		3,624	3,444
株式		7	—
貸付金		2	1
一般貸付		2	1
有形固定資産		492	689
建物（純額）		205	210
建設仮勘定		—	145
その他の有形固定資産（純額）		286	333
無形固定資産		222	186
ソフトウェア		222	62
ソフトウェア仮勘定		—	123
その他の無形固定資産		0	0
その他資産		5,697	6,098
未収保険料		2,705	3,018
未収金		2,489	2,602
未収収益		6	17
預託金		136	123
仮払金		251	247
その他の資産		109	88
繰延税金資産		3,289	3,227
貸倒引当金		△7	△5
資産の部合計		32,051	35,077
(負債の部)			
保険契約準備金		21,635	22,224
支払備金		3,026	3,545
責任準備金		18,609	18,679
その他負債		1,339	1,990
未払法人税等		216	312
預り金		36	52
未払金		1,062	1,578
仮受金		5	5
リース債務		19	42
賞与引当金		690	813
特別法上の準備金		29	31
価格変動準備金		29	31
負債の部合計		23,694	25,060
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		4,619	4,619
資本剰余金			
資本準備金		650	650
その他資本剰余金		2,650	2,650
資本剰余金合計		3,300	3,300
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		588	2,340
利益剰余金合計		588	2,340
株主資本合計		8,508	10,259
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△151	△242
評価・換算差額等合計		△151	△242
純資産の部合計		8,356	10,017
負債及び純資産の部合計		32,051	35,077

＜貸借対照表の注記＞（2025年度）

1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券の評価は、時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

③ 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 支払備金

当社は、損害保険業を営んでおり、通常、保険事故発生時から即時に契約者より当社への報告が行われることはなく、また、保険事故の報告を受けた後、保険金支払額が確定し、保険金が支払われるまでに一定の日数を要していることから、期末日時点においては、既発生の損害に対する保険金支払債務を相当程度有しております。そのため、当該債務を支払備金として負債計上しております。なお、支払備金は、期末日時点の当社への報告の有無により、普通備金とIBNR備金（IBNRは“Incurred but not reported”の略称であり、既発生未報告の損害に対する支払備金）に区分して算出しております。

① 当年度の計算書類に計上した金額

支払備金 3,545百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しております。具体的には、期末日において支払額の確定しているものについては当該確定金額で、また、未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を基に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乘じることにより算定しております。

他方、IBNR備金は、期末日時点で既に保険事故が発生しているが、損害報告を受けていないものに対して、過年度の保険金の支払実績等に基づき大蔵省告示第234号の方式により計算した結果を見積計上することとされております。当社は、同告示別表（第2条第3項関係）に定められた要積立額aの方式に準ずる積み立てを行っており、前事業年度までの直近3事業年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当事業年度を含む直近3事業年度の発生損害増加率を乗じることで要積立額を算定しております。

イ. 主要な仮定

普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しているものの、支払額が未確定のものに対する支払見込額の見積りには、過去の支払実績から算出した平均単価を用いております。

他方、IBNR備金はア. 算出方法に記載のとおり、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、要積立額を算定しております。

ウ. 翌年度の計算書類に与える影響

上記、主要な仮定には不確実性が含まれており、翌年度において主要な仮定において見込むことのできなかった新たな事実等の発生により、支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が大きく生じた場合には、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 未適用の会計基準等に関する事項は次のとおりであります。

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

4. 金融商品の状況及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持したうえで安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。こうした取組みによる市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクに対しては、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権です。預貯金は、原則として普通預金と定期預金であり、普通預金は信用リスクのない決済用預金に預け入れており、信用リスクの回避を図っております。定期預金は預入先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、債券であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成されるリスク管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、投資先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

預貯金、未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、預入先の格付管理や期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュフローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」「懸念時」「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預貯金、未収保険料、未収金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	10,416	10,416	—
資産計	10,416	10,416	—

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分		時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産	有価証券				
	国債	—	6,971	—	6,971
	社債	—	3,444	—	3,444
	資産計	—	10,416	—	10,416

- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に国債と社債がこれに含まれます。

5. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は475百万円でありませ

7. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 9百万円
② 短期金銭債務 42百万円

8. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	0
事業税等	36
普通責任準備金	288
異常危険準備金	2,024
賞与引当金	235
減価償却費	0
税務上の繰延資産	514
その他	127
繰延税金資産小計	3,228
評価性引当額	0
繰延税金資産合計	3,227
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	3,227

9. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は次のとおりであります。

当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

第一生命ホールディングス株式会社は、2026年4月1日付で株式会社第一ライフグループへ商号変更しております。

10. 当事業年度の末日における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

- (1) 支払備金の内訳

(単位：百万円)

支払備金（出再支払備金控除前、 （□）に掲げる保険を除く）	3,545
同上にかかる出再支払備金	—
差引（イ）	3,545
地震保険及び自動車損害賠償責任 保険にかかる支払備金（□）	—
計（イ＋□）	3,545

- (2) 責任準備金の内訳

(単位：百万円)

普通責任準備金（出再責任準備金 控除前）	11,680
同上にかかる出再責任準備金	—
差引（イ）	11,680
その他の責任準備金（□）	6,998
計（イ＋□）	18,679

11. 1株当たり純資産は次のとおりであります。

1株当たり純資産額	831円48銭
-----------	---------

12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度	2025年度
		(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
経常収益		39,613	43,764
保険引受収益		39,539	43,643
正味収入保険料		39,539	43,643
資産運用収益		30	79
利息及び配当金収入		30	77
有価証券売却益		－	1
その他経常収益		43	40
経常費用		37,997	41,456
保険引受費用		29,211	31,124
正味支払保険金		20,293	23,590
損害調査費		1,511	1,622
諸手数料及び集金費		5,397	5,322
支払備金繰入額		364	519
責任準備金繰入額		1,644	69
営業費及び一般管理費		8,773	10,298
その他経常費用		12	33
支払利息		2	1
貸倒引当金繰入額		7	△1
貸倒損失		－	7
その他の経常費用		2	25
経常利益		1,616	2,308
特別損失		0	2
特別法上の準備金繰入額		0	2
価格変動準備金繰入額		0	2
税引前当期純利益		1,615	2,305
法人税及び住民税		537	492
法人税等調整額		△283	62
法人税等合計		254	554
当期純利益		1,360	1,751

＜損益計算書の注記＞（2025年度）

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、関係会社との取引による費用の総額は74百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	43,643百万円
支払再保険料	－百万円
差引	43,643百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	23,590百万円
回収再保険金	－百万円
差引	23,590百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	5,322百万円
出再保険手数料	－百万円
差引	5,322百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	519百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	－百万円
差引（イ）	519百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	－百万円
計（イ＋ロ）	519百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	410百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	－百万円
差引（イ）	410百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△341百万円
計（イ＋ロ）	69百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	77百万円
貸付金利息	0百万円
計	77百万円

3. 1株当たり当期純利益は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	145円37銭
--------------	---------

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
2024年度

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	4,619	650	2,932	3,582	△772	△772	7,429	△35	△35	7,394
当期変動額										
当期純利益					1,360	1,360	1,360			1,360
合併による減少			△282	△282			△282			△282
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△116	△116	△116
当期変動額合計	—	—	△282	△282	1,360	1,360	1,078	△116	△116	961
当期末残高	4,619	650	2,650	3,300	588	588	8,508	△151	△151	8,356

2025年度

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	4,619	650	2,650	3,300	588	588	8,508	△151	△151	8,356
当期変動額										
当期純利益					1,751	1,751	1,751			1,751
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△90	△90	△90
当期変動額合計	—	—	—	—	1,751	1,751	1,751	△90	△90	1,661
当期末残高	4,619	650	2,650	3,300	2,340	2,340	10,259	△242	△242	10,017

＜株主資本等変動計算書の注記＞（2025年度）

1. 発行済株式の種類及び総数の内訳は次のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	12,048,173	—	—	12,048,173
合計	12,048,173	—	—	12,048,173

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月14日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 361百万円

② 1株当たり配当額 30円

③ 基準日 2026年3月31日

④ 効力発生日 2026年5月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることとしております。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度	2025年度
		(2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)	(2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		1,615	2,305
減価償却費		385	360
支払備金の増減額 (△は減少)		364	519
責任準備金の増減額 (△は減少)		1,644	69
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		7	△1
賞与引当金の増減額 (△は減少)		15	123
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	2
利息及び配当金収入		△30	△77
有価証券関係損益 (△は益)		－	△1
支払利息		2	1
貸倒損失		－	7
固定資産処分損益 (△は益)		2	1
その他資産 (除く投資活動関連、 財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△24	△404
その他負債 (除く投資活動関連、 財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△77	432
小計		3,904	3,338
利息及び配当金の受取額		27	41
利息の支払額		△2	△1
法人税等の支払額		△884	△352
法人税等の還付額		0	△40
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,045	2,986
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		－	△2,000
有価証券の取得による支出		－	△11,957
有価証券の売却・償還による収入		－	5,107
貸付けによる支出		△1	△0
貸付金の回収による収入		1	1
資産運用活動計		0	△8,848
営業活動及び資産運用活動計		3,045	△5,862
有形固定資産の取得による支出		△110	△340
無形固定資産の取得による支出		△10	△34
預託金の差入による支出		△10	△3
預託金の回収による収入		1	4
投資活動によるキャッシュ・フロー		△130	△9,222
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△17	△21
借入金の返済による支出		△720	－
財務活動によるキャッシュ・フロー		△737	△21
現金及び現金同等物に係る換算差額		－	－
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		2,177	△6,258
現金及び現金同等物の期首残高		16,132	18,722
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		412	－
現金及び現金同等物の期末残高		18,722	12,463

<キャッシュ・フロー計算書の注記> (2025年度)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	14,463百万円
現金同等物以外の定期預金	△2,000百万円
有価証券	10,416百万円
現金同等物以外の有価証券	△10,416百万円
現金及び現金同等物	12,463百万円

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
正常債権	2	1
合計	2	1

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く）であります。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げるものを除く）であります。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1から3までに掲げるものを除く）であります。
5. 正常債権とは、債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

※経済価値ベースのソルベンシー規制導入に伴う経過措置の適用により記載していません。
なお、2026年10月公表予定の追補版において開示する予定です。

時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）

有価証券

1. 売買目的有価証券・・・・・・該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券・・・・・・該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式・・・・・・該当事項はありません。

4. その他有価証券

（単位：百万円）

区分		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	3,624	3,776	△151	10,416	10,658	△242
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 計	—	—	—	—	—	—
合 計		3,624	3,776	△151	10,416	10,658	△242

（注）市場価格のない株式等は、上表に含めていない。

5. 売却したその他有価証券

（単位：百万円）

区分		2024年度			2025年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債 株 式 外 国 証 券 そ の 他 計	公 社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	8	1	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	8	1	—

金銭の信託・・・・・・該当事項はありません。

デリバティブ取引

（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）・・・・・・該当事項はありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引・・・・・・該当事項はありません。

先物外国為替取引・・・・・・該当事項はありません。

有価証券関連デリバティブ取引(次項に掲げるものを除く。)・・・・・・該当事項はありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引・・・・・・該当事項はありません。

暗号資産・・・・・・該当事項はありません。

その他

- ・会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

- ・財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

当社代表取締役執行役員社長は、当社の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等が適正に作成されていること及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について2026年5月14日付で確認しております。

02 | 経営管理体制

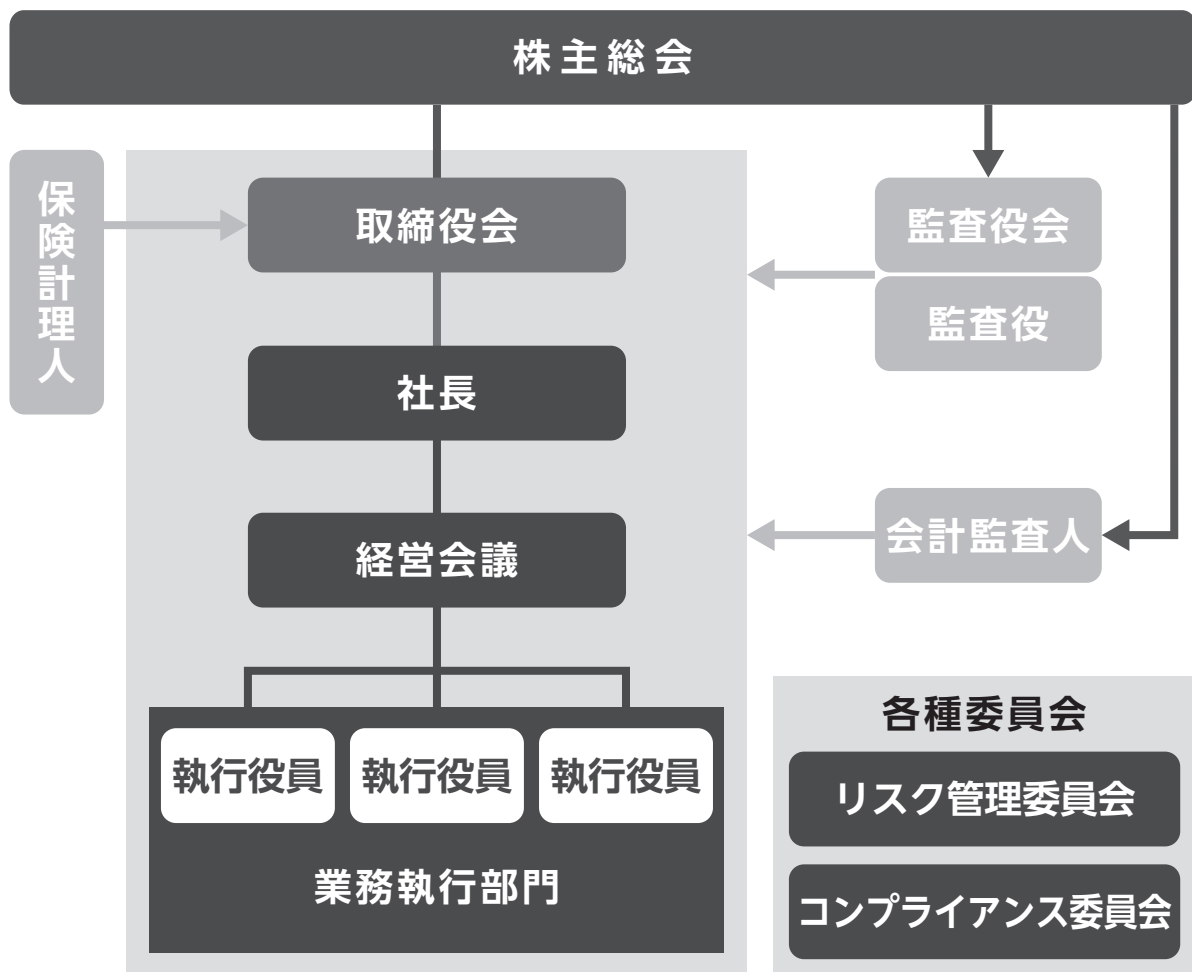
コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会をつくる」を経営理念に掲げ、健全かつ安定した事業経営、ご契約者さまの保護、お客さまの利便性向上および透明性のある経営を軸として企業価値向上に努めております。これらを推進する経営態勢として、当社は、執行役員制度の導入による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る一方で、監査役会による経営監督機能の強化や、独立役員の要件を満たす社外取締役の選任等を通じて経営監督機能を強化し、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

コーポレートガバナンス体制図

(2026年7月1日現在)



内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて内部統制システムに関する基本方針を定め、以下のとおり内部統制システムを構築・運用する。

1. 当社、子会社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。
- (2) 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努める。
- (3) 当社は、子会社等管理規程で重要事項の事前承認、協議または報告事項を定め、子会社に対して承認・協議・報告体制を整備させる。

2. 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。また、コンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行う。
- (2) 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として行動規範およびコンプライアンス基本方針を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- (3) コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- (4) 「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備する。
- (5) 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組み、コンプライアンス委員会で反社会的勢力への対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行う。
- (6) 情報セキュリティ基本方針を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- (7) 利益相反管理に関する基本方針を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備する。
- (8) 内部監査部門として監査部を設置し、定期的な内部監査を行う。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 取締役会で適切なリスク管理を行うため、リスク管理方針を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備する。
- (2) リスク管理方針に従い、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の全般的統制・管理を行う。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会および経営会議を開催し、また、必要に応じ臨時または電子による取締役会等を開催し、重要な決定を行う。

- (2) 迅速な意思決定を行うため、取締役会が決定すべきこととされている事項以外の意思決定およびその執行は、経営会議および執行役員に委任することとし、取締役会は、委任した事項に関する意思決定の結果および執行状況について報告させることにより、経営会議および執行役員の意思決定およびその執行を監督する。
- (3) 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備する。

5. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

規程等を定め、取締役会等の重要な会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図る。

6. 監査役会の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 監査部を監査役会の職務を補助する組織とし、監査部の職員は監査役会の職務を補助するスタッフとして、監査役会の職務を補助する。
- (2) 当該職員の人事異動および評価等に関しては、監査役と協議する等、取締役からの独立性を確保する。
- (3) 当該職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

7. 監査役会への報告に関する体制

- (1) 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査役会に報告し、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役会に報告する。
- (2) 監査役会へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならない。監査役会は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
- (3) 監査役会が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役会に報告する。
- (4) 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査役会に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。
- (3) 役職員は、いつでも監査役会の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
- (4) 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- (5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

社内・社外の監査態勢

社内の監査態勢（内部監査）

1. 基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保等必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

2. 内部監査に関する方針・規程等

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部監査部門を設置しています。

「内部監査規程」の下で、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役員・従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進することとし、また、内部監査の実施要領として「内部監査実施要領」を制定しています。

リスク管理体制

当社が直面する経営上のリスクに的確に対応し、お客さま・株主・その他全てのステークホルダーへの責任を果たすべく、これらのリスクを適切に把握・評価し、管理するためのリスク管理態勢を構築しています。

リスク管理方針

当社では、リスク管理を経営の最重要課題と位置付け、取締役会において「リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

リスクの正確な把握と適切な管理

当社は、収益部門と分離されたリスク管理部門（コンプライアンス・リスク管理部）を設置しており、その管掌執行役員を委員長とするリスク管理委員会での協議等を通じ、全社的なリスクの統合的な管理に努めております。

具体的には、「リスク管理方針」等に基づき、当社が主に管理するリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」と定め、これらのリスクについて、リスク管理委員会における定期的なモニタリング等を通じ、正確な状況把握・的確な評価を行うなど、適切な管理を行っています。

なお、リスク管理委員会におけるリスク状況のモニタリング結果を定期的に経営へ報告を行っており、リスク管理態勢の一層の整備・強化を進めております。

加えて、内部監査部門による、リスク管理プロセスの適切性・有効性の監査などを通じ、リスク管理態勢の高度化に努めてまいります。

主なリスクとその管理体制

当社が主に管理しているリスクは以下のとおりです。なお、それぞれのリスクについては、業務執行所管において直接的に管理を実施したうえで、コンプライアンス・リスク管理部およびリスク管理委員会での適切性をモニタリングしております。

3. 内部監査体制

当社では、内部監査部門として監査部を設置しています。監査部は、被監査組織に対して十分な牽制機能が働く体制としており、当社の経営諸活動全般にわたる内部管理の状況、業務運営の状況等の適切性・有効性を検証するとともに、内部管理等についての評価及び改善に関する提言等を行っています。なお、内部監査結果については取締役会・経営会議ならびに監査役等に報告されています。

社外の監査態勢

当社は、有限責任あずさ監査法人による会社法に基づく法定監査を受けています。

「保険引受リスク」

経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動すること等により、損失を被るリスクをいいます。

当社では、リスク管理委員会において保険商品別の損害率をはじめとした各種指標のモニタリングを実施しております。経営に重大な影響を及ぼすリスクの増大を把握した場合には、商品の改廃を含めた適切な対応を採るなどして、適切な水準を維持しております。

「資産運用リスク」

「金利・株価・為替等の変化」や「与信先の財務状況の悪化」等に伴い保有資産等の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、リスク管理委員会において資産特性に応じた資産残高や収支状況のモニタリングを実施しております。経営に重大な影響を及ぼすリスクの増大を把握した場合には、それら資産の売却を含めた適切な対応を採るなどして、適切な水準を維持しております。

「流動性リスク」

犬・猫等の感染症の拡大等による急激な保険金の支払い増加による資金繰りの悪化や、市場の混乱等による市場での取引不能などが生じ、通常よりも著しく不利なコストでの追加資金調達・不利な条件での資産売却を余儀なくされることなどにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、リスク管理委員会において資金の流入状況把握することにより、流動性資産残高の適切性をモニタリングしております。

「事務リスク」

役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、私たちまたはお客さま等が損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務部門において適切な事務処理等が行われるように各種対応策や改善策を実行し、その適切性をリスク管理委員会でのモニタリングしております。

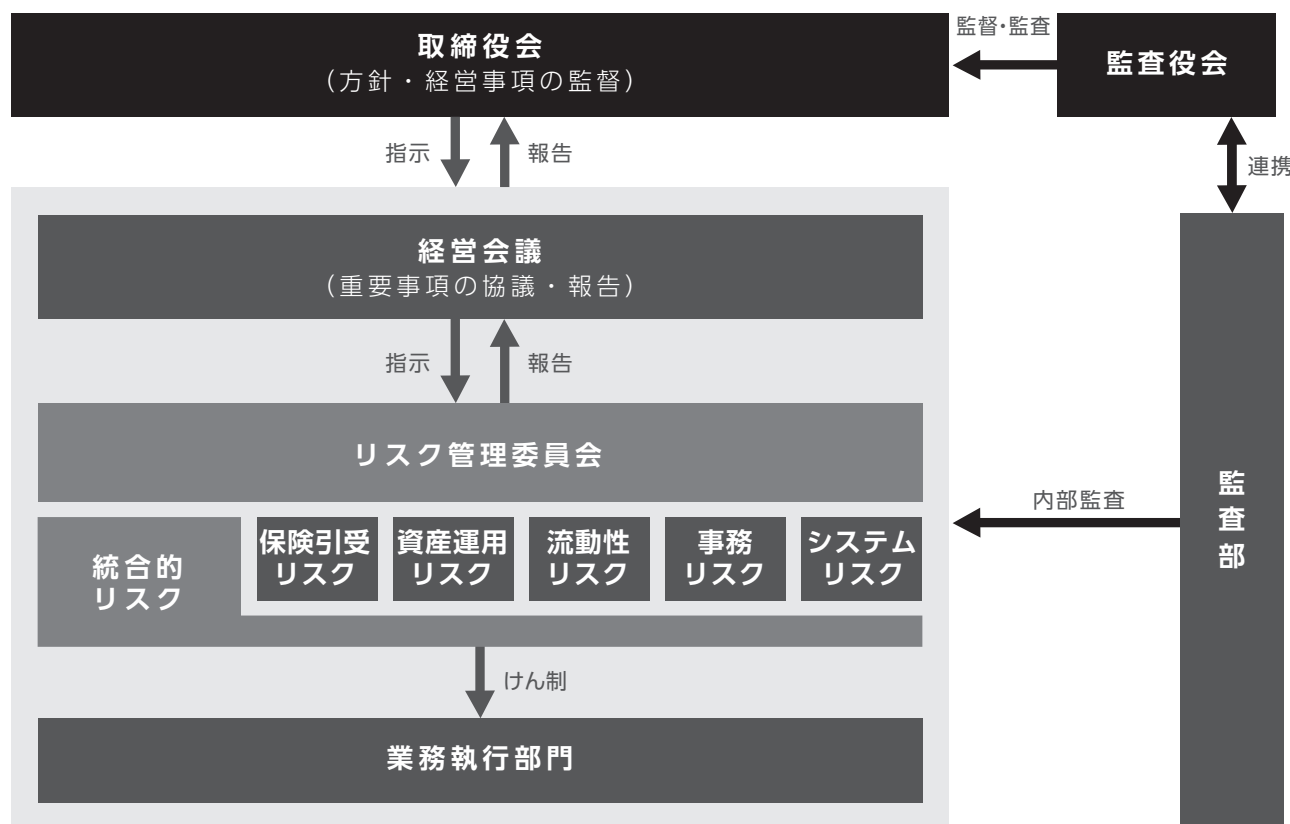
「システムリスク」

システムダウンまたは誤作動、セキュリティ対策の不備等を原因とするサイバー攻撃および内部不正などによって、当社またはお客さま等が損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報システム部門において情報セキュリティに関わる取組推進、システム障害の予防策、改善策を実行し、その適切性をリスク管理委員会でのモニタリングしております。

リスク管理体制図

(2026年7月1日現在)



反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展・企業活動を妨げる反社会的勢力からの被害を防止することが、業務の適正を確保するために必要な法令遵守・リスク管理事項であると位置付け、全ての事業活動において反社会的勢力対応を推進します。

1. 反社会的勢力対応の基本的考え方

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たない。万一、反社会的勢力との取引が判明した場合には速やかに関係遮断を図る。
- (2) 反社会的勢力による不当要求等には一切応じない。また、必要性に応じ法的対抗手段を講ずる。
- (3) 反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供を行わない。
- (4) 反社会的勢力には組織として対応する。
- (5) 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制を構築する。

2. 反社会的勢力対応の推進

(1) 体制整備

反社会的勢力対応に関する統括部署をコンプライアンス・リスク管理部とし、反社会的勢力による被害防止に向け、関係部署と協議を行うとともに、反社会的勢力対応推進状況を確認し、経営会議、取締役会への報告を行います。

(2) 社内規程等の整備

反社会的勢力対応に関する統括部署は、反社会的勢力対応を推進するために必要な社内規程、マニュアル等を整備します。

(3) 社内周知

反社会的勢力対応に関する統括部署は、基本方針を社内周知するとともに、事業特性等に応じて基本方針等を整備させ、情報の収集・管理および当社グループの各社へのモニタリング等を通じてその実施状況の適正性を確認し、必要に応じて適切な対応を行います。

(4) 外部専門機関との連携

反社会的勢力対応に関する統括部署は、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、平素から警察等外部専門機関との緊密な連携体制の構築に努めます。

(5) 教育・研修の推進

反社会的勢力対応に関する統括部署は、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、役職員に対する教育・研修を推進します。

(6) 保険約款への暴力団排除条項の導入

反社会的勢力との保険取引を解消する根拠の明確化を目的として、保険約款へ暴力団排除条項※を導入することで反社会的勢力との保険取引を解消する根拠を明確化し、契約締結後に保険契約者などが暴力団構成員などの反社会的勢力に該当した場合に保険契約の解除を可能とすることで、関係遮断の取組みを強化しています。

※ 契約締結後において、保険契約者などが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業など）に該当した場合に、契約の存続を困難とする程度の信頼関係の破壊があったと解し、契約を解除することができることを規定した約款条項。

コンプライアンスの推進

コンプライアンス基本方針

当社は、全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要課題の1つと位置付け、全ての役職員が常に企業の社会的責任を意識し、法令・その他の社会規範および社内ルール等（以下、「法令等」といいます）に則った、お客さまの信頼に応える公明・公正な企業活動を実現するため、本方針を制定しています。

1. 法令等遵守の徹底

当社は、法令等を遵守し、適切かつ健全な企業活動を行います。

(1) 法令等の厳格な遵守

当社は、法令や社会のルールおよび社内規則の遵守に止まらず、その精神を理解し、高い倫理観を持って誠実に行動します。

(2) 適切な保険業務の徹底

当社は、お客さまの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行います。

(3) 公正かつ自由な競争

当社は、提供する商品・サービスなどに関し、不正な取決め等によりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(4) 利益相反の防止

当社は、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社の正当な利益に反し、自らのまたは第三者の利益を図る行為を行いません。

(5) インサイダー取引の禁止

当社は、会社または業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用またはその他の私的経済行為に利用しません。

(6) 知的財産権の保護

当社は、著作権・商標権・特許権等の知的財産権を侵害することがないように十分に留意します。

2. 社会に対する対応

当社は、社会・政治との適切な関係を維持します。

(1) 反社会的勢力の排除

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力を社会全体から排除していくことに貢献します。

(2) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策

当社は、マネー・ロンダリング防止を経営上の重要課題と位置付け、取引時確認や疑わしい取引の届け出等を適切に実施する態勢を整備し、その実施状況を取締役会等へ報告するなど、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に努めます。

(3) 贈収賄・不適切な接待・贈答等の禁止

当社の役職員は、名義のいかんを問わず、贈収賄を行うてはならず、また、業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反したり、社会的に不適切な接待・贈答の授受をすることは認めません。

(4) お客さまの声への適切な対応

当社は、お客さまの声に真摯に耳を傾け、誠実かつ迅速な対応を行います。また、お客さまの声には当社が気付いていないニーズや課題のヒントがあると考え、改善につなげます。

(5) 社会貢献活動

当社は、企業は社会の持続的かつ健全な発展に対して大きな責任を担う存在であると自覚し、「良き企業市民」として自主的かつ積極的に社会貢献活動等に取り組みます。

(6) 地球環境への取組み

当社は、正常健全な地球環境が、企業の存立と活動に必須の要件であることを認識し、環境問題に主体的かつ積極的に取り組みます。

3. 経営の適切性・透明性

当社は、適切な業務運営・透明性の高い経営に努めます。

(1) 適切な情報開示・説明

当社は、商品・サービス内容や経営情報について、全てのお客さまに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

当社は、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適切に取り扱います。また、会社が公表していない情報を適切に管理します。

4. 人権の尊重等

当社は、お客さま、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

(1) 人権の尊重

当社は、基本的人権を尊重し、個人の多様性・人格・個性・プライバシーの侵害は一切容認しません。

(2) 職場環境の確保

当社は、役職員のゆとりや豊かさを実現し、快適で安心できる働きやすい環境を創ります。

コンプライアンス推進体制

当社は、会社全体としてコンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議することを目的としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス部門が中心となって全社的なコンプライアンスを推進しています。

さらに、コンプライアンスの推進・啓蒙・遵守状況の確認等を担う責任者として、各部門長を「コンプライアンス・オフィサー」として配置することで、各部門におけるコンプライアンスを推進しています。

コンプライアンス・マニュアル

全役職員へのコンプライアンス推進を目的として、遵守すべき法令等を解説するとともに、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員全員に配布のうえ研修を実施しています。

また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「コンプライアンス・マニュアル（代理店用）」を作成し、配布するとともに、コンプライアンスに対する意識向上のため、コンプライアンス研修等を定期的に行うことで、周知徹底を図っています。

コンプライアンス・プログラム

当社は、コンプライアンスの推進に向けた全社的な取組みとして、態勢整備・教育・研修等の具体的な目標を掲げたコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役会で決定しています。

各部門は、コンプライアンス・プログラムに関する詳細な項目や推進施策を定めた年間活動計画に基づき活動し、その実施状況については、コンプライアンス部門が毎月確認のうえ、コンプライアンス委員会および経営会議、取締役会へ半期毎に報告しています。

内部通報制度

当社の全役職員（退職後1年以内の退職者含む）や取引先・フリーランス等を対象として、「内部通報制度規程」に基づく報告・相談体制（内部通報制度）を整備しています。

内部通報制度は、日常業務において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から、疑問または問題と思われる行為を目撃したり耳にした場合に、自己の関与の如何に関わらず報告・相談できる制度です。本制度を通じて、コンプライアンス違反の早期発見と是正を推進しています。

個人情報の保護

当社は、お客さまの個人情報を適正に取り扱うことが企業としての当然の責務であるとの認識のもと、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に則り、社内規程類を整備するとともに、それらに基づく措置を講じています。

また、役職員および代理店への教育・指導やモニタリングを行うことを通じ、個人情報の適切な管理の徹底に継続的に取り組んでいます。

お客さまの個人情報の取扱いについては、「プライバシーポリシー」を策定し、当社ホームページで公表しています。

プライバシーポリシー

(2026年4月1日現在)

第一アイペット損害保険株式会社（以下、「当社」といいます）では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1.個人情報の利用目的

(1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- ①各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ②当社グループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④当社社員の採用、当社代理店の新設および維持・管理
- ⑤その他保険に関連・付随する業務（※）

（※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、関連会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

【関連会社】

Daiichi Lifeグループ(1) : <https://www.daiichilife-group.com/about/group.html>

Daiichi Lifeグループ(2) : <https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/info/group.html>

(2) (1) にかかわらず、番号法で定める個人番号（以下、「個人番号」といいます）を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

- ①保険に関する取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
- ②報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③その他上記①から②に関連する事務

(3) これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2.取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3.個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4.個人情報の提供

(1) 当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- ①ご本人が同意されている場合
- ②法令に基づく場合
- ③個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- ④業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- ⑤その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

(2) (1) にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5.個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「コンプライアンス委員会」にて、情報の適正な管理の推進を図り、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6.保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等のご請求

保有個人データについて、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求があった場合、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7.個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問合せ

個人情報の取扱いに関するお問合せおよびお申出については、適切に対応させていただきますので、下記窓口までお問合せください。

コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

0800-919-1525（通話無料）

受付時間：月～土 9:00～18:00

（日曜・祝休日・年末年始を除きます。）

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。

この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストの実施対象ではありません。

利益相反管理基本方針

当社は、以下の方針に基づき、当社の行う取引に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

1. 対象取引およびその特定方法

当社は、本方針に基づく管理の対象となる取引やその特定方法などを以下のとおり定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

(1) 対象取引

当社は、当社が行う取引のうち、「お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引」を「利益相反のおそれのある取引」として管理します。

また、「お客さま」とは、当社と取引関係のある、または取引を行おうとする、もしくは過去に取引関係があり当社に対して法律上の権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引を以下のとおり類型化し、管理を行います。

- ①お客さまの利益と当社の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引
- ③当社が保有するお客さまに関する非公開情報をお客さまの同意なく利用し、当社または当社の他のお客さまが利益を得る取引（個人情報保護法または当社に適用されるその他の法令等、および当社のプライバシーポリシーの規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます）
- ④上記①から③のほか、当社のお客さまの保護等の観点から、特に管理を必要とする取引またはその他の行為

(3) 対象取引の特定方法

当社は、以下に掲げる状況を総合的に勘案し、個別の取引ごとに対象取引に該当するか否かを特定します。

- ①お客さまが、自己の利益が優先されることを合理的に期待するおそれのある場合
- ②お客さまの利益を不当に害することにより、当社が経済的利益を得る、または経済的損失を回避するおそれのある場合
- ③お客さまの利益以上に当社の他のお客さまの利益を優先する経済的またはその他の要因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法またはその他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門とを分離する方法
- (2) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることにつき、お客さまに適切に開示する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部門、利益相反管理責任者を定め、利益相反に関わる情報の収集を行うことにより、対象取引を一元的に管理します。

また、利益相反管理部門は、対象取引の適切な管理を行うため、全役職員に対する必要な研修・教育を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な業務の確保に努めます。

カスタマーハラスメントへの対応方針

当社は2004年の設立以来、「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会をつくる」を経営理念に掲げ、お客さま本位の業務運営を実現するために、すべてのステークホルダーの皆さまから頂くご意見に真摯に向き合い、事業活動に取組んでおります。

一方で、お客さまからの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等、当社社員の尊厳を傷つけるものもあります。当社は、これらの要求や言動に対しては、社員の安全を守り、人権を尊重するため、毅然とした態度で対処します。社員が安心して働くことができる職場環境を維持することは、お客さまからの期待にお応えする態勢の強化につながり、経営理念の実現のために重要であると考え、「カスタマーハラスメントへの対応方針」を策定しました。

1. カスタマーハラスメントの定義

お客さま、代理店およびすべてのお取引先等からのお申し出、要求内容の妥当性や、要求内容を実現させる手段・態様の妥当性が判断します。これらが社会通念上不相当なもので、社員の就業環境が害されると当社が判断したものを、カスタマーハラスメントと定義します。

【該当する行為の例】

- ・暴行・脅迫・強要・不退去・監禁行為
- ・暴言・人格を否定する発言・個人を侮辱する発言
- ・執拗な繰り返し言動
- ・合理性のない謝罪要求、従業員の懲罰要求、社会通念上妥当性のないサービスや特別対応の要求
- ・合理的な範囲を超える時間的拘束
- ・SNSやインターネット上での誹謗中傷
- ・セクシュアルハラスメント行為 など

以上の内容は一例であり、上記内容に限られるものではありません。

2. カスタマーハラスメントへの対応姿勢

カスタマーハラスメントに対しては、社員の安全確保のため、組織的に毅然とした態度で対応します。悪質と判断される場合は、警察・弁護士等と連携し、厳正に対処します。また、被害を受けた社員に寄り添い、安心して業務が行えるよう、各種支援策を実施します。

また、当社社員がカスタマーハラスメント行為を行わないよう、教育や指導をまいります。

損害保険をより深く理解していただくために

損害保険の仕組み

損害保険制度

損害保険とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じて保険料を支払うことを約束する契約です。保険制度の目的は、多数のご契約者の皆さまの間で相互にリスクを分散し、偶然の事故による損失を経済的に補償することにより個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約です。しかし、多数のご契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券等を作成・交付します。

再保険

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はお客さまのために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることにもなります。このため、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に転嫁し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化を図っています。この仕組みを再保険といいます。

※当社では再保険制度は活用していません。

約款について

約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約に基づいており、さらに保険契約申込書に記載された内容（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社双方を拘束するものとなります。

約款等に関する情報提供方法

当社は、ご契約にあたってよく理解していただく必要のある内容について、普通保険約款と特約の内容をわかりやすくご説明するための「パンフレット」や「ご契約のしおり」、「契約概要」と「注意喚起情報」等を記載した重要事項説明書を作成し、お客さまからの資料請求に対して迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客さまの利便性向上にも努めています。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

保険契約の内容をよくご確認ください

当社では、商品内容の重要な点をわかりやすく説明した「重要事項説明書」や「パンフレット」、「ご契約のしおり」をお客さまに提供することにより、ご契約内容について正確にご理解いただけるよう努めています。

また、当社は、申込書にて意向確認を行うことにより、ご契約内容がお客さまのご意向、状況に応じた内容となっていることを契約締結時にあわせてご確認くださいませ。

申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、記載内容を確認し、告知事項、ご加入のペットの年齢や品種等について正しく記入していただく必要があります。申込書に記載された事項は、ご契約者さまと当社の双方を拘束するものとなります。したがって、ご記入していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合もありますので、契約締結時に十分ご確認くださいことがとても重要になります。

保険料

保険料の収受・返戻

保険料は、口座振替やクレジットカードによりお支払いいただけます。

保険料は原則としてご契約と同時に支払っていただくことになっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。そのため、保険のお申込みをいただき、保険期間が始まって、保険料をお支払いいただく前に生じた保険事故については保険料をお支払いいただくまで保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた場合は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定にしたがい返還します。ただし、返還できない場合もありますので、約款等をご確認ください。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が主務官庁である金融庁から認可取得を行い適用しています。

なお、保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分）で構成されています。

勧誘方針

当社は、保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律および、その他各種法令や社会のルール等を遵守し、次の方針に基づき、適正な商品販売を行います。

- 1 損害保険商品（以下「保険商品」といいます。）の販売にあたっては、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な保険商品の販売に努めてまいります。
- 2 保険商品の販売にあたっては、お客さまに保険商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の習得、研鑽に励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、ご加入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
- 4 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
- 5 お客さまに関する情報は、業務上で必要な範囲で公正に収集・使用するとともに、厳重に管理する等、適正に取扱います。
- 6 万一、保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
- 7 お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、保険商品の開発・ご提供の参考にさせていただくとともに、適正な営業活動に役立たせていただくよう努めてまいります。

損害保険用語の解説

【解約返戻金】

保険契約を解約した場合に、保険契約者に返戻する保険料のことです。保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額は異なります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約がはじめからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は保険始期まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えばペットが亡くなった場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に保険会社に対して重要な事実を申し出、または不実を申し出ない義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

【事業費】

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

【責任準備金】

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

【通知義務】

保険期間中、保険会社があらかじめ定めた事項に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡する義務をいいます。故意または重過失によって遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。保険契約者が同時に被保険者となる場合もあり、他人が被保険者となる場合もあります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険契約の申込みをする際に保険契約者が記入・自署し、保険会社に提出する所定の書類等のことです。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【免責】

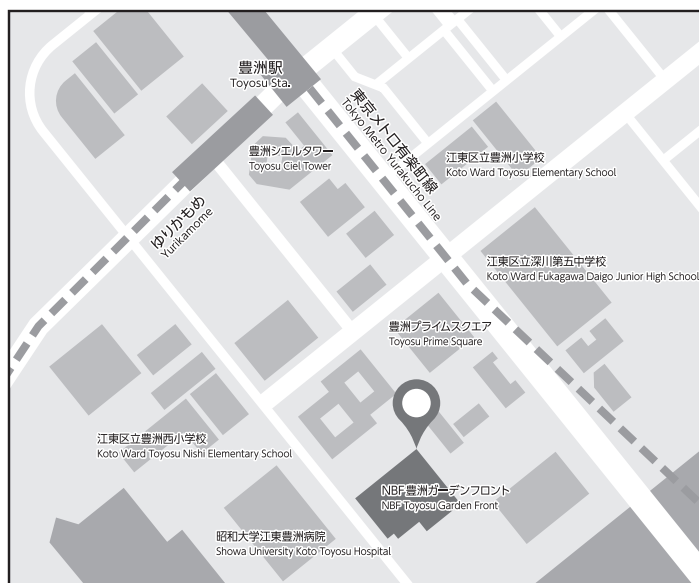
保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。

事業所一覧

(2026年7月1日現在)



本社

〒135-0061

東京都江東区豊洲五丁目6番15号

NBF 豊洲ガーデンフロント6階

TEL: (03) 4566-3020 (代表)

FAX: (03) 6771-7234 (代表)

西日本ブロック

〒812-0014

福岡県福岡市博多区比恵町1番1号
楠本第7ビル3階

中日本ブロック

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅
三丁目8番7号ダイアビル名駅4階

青森オフィス

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目2番4号
青森新町二丁目ビルディング6階

東日本ブロック

〒135-0061

東京都江東区豊洲五丁目6番15号
NBF 豊洲ガーデンフロント6階

関西ブロック

〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原
四丁目1番9号
新大阪フロントビル8階